

平成 2 8 年熊本地震に伴う
熊本市民病院の再建に向けた要望書
(総務省)

平成 2 8 年 6 月

熊 本 市

平成 28 年熊本地震に関する要望

熊本市民病院は、昭和 21 年に熊本市立民生病院として発足して以来、70 年の長きにわたり、地域医療の中核を担ってきました。特に、新生児・未熟児の命を守る拠点である総合周産期母子医療センターでは、全国 21 都道府県から年間 600 人の入院患者を受け入れてきました。

その市民病院が、平成 28 年熊本地震の発生により、入院患者 310 人全ての皆様に転院または退院いただくとともに、外来診療も中止せざるをえない状況となりました。現在では、一部再開したものの、本来の病院機能の大半が失われた状態です。そして、総合周産期母子医療センターの機能停止により、高度な医療措置が必要な妊婦や新生児の受け入れが困難となり、県はもとより九州、さらには全国にもその影響が及ぶ事態となっています。

このような事態に直面し、本市は、これまで市民病院が担ってきた責任の大きさ、特に総合周産期母子医療の分野における役割の重大さを再認識し、市民の生命と将来を担う子ども達の命を守るため、平成 30 年度中を目途に、市民病院を再建することを決断しました。

また、再建にあたっては、現在地で可能な限り地域の新生児医療に貢献しながら、総合周産期母子医療センターをはじめとした地域医療の拠点病院としての 1 日も早い機能回復を目指すため、移転再建を選択しました。

しかしながら、市民病院の早期再建にあたっては、再建財源の確保や移転候補地の用地取得などに対する国の全面的な支援がなければ困難です。

つきましては、市民病院の早期再建に向け、市民病院の施設整備等に対し、格別のご支援を賜りますようお願いいたします。

平成 28 年 6 月

熊 本 市 長 大西 一史

熊本市民病院長 高田 明

1 移転再建、応急復旧に対する支援

市民病院を再建するまでの間、新病院の建設や現病院の応急復旧に対する国庫補助金に係る地方負担分等について地方財政措置による特段の支援を求めます。また国庫補助対象外経費を含め、公営企業等災害復旧事業債の十分かつ柔軟な適用に特段の配慮を求めます。

○新たな病院建設や現病院の応急復旧に対する国庫補助制度に係る地方負担分等について地方財政措置による支援

○公営企業災害復旧事業債の十分かつ柔軟な適用

2 運営に対する支援

現病院において診療行為が制限されることにより生じる診療報酬の激減とそれに伴う会計収支の一時的悪化を補填するため、震災減収対策企業債の創設など地方財政措置による特段の支援を求めます。

○現病院における診療行為の制限により生じる会計収支の一時的悪化を補填するため、震災減収対策企業債の創設など地方財政措置による支援

【市民病院の被害状況】

北 3F 外部避難階段下 壁コンクリート剥離



北館 3F 内装タイル剥落



北館 E V 横壁 せん断クラック



NICU 付近壁 せん断クラック



南館 3F 廊下壁クラック



管理棟 1 階ロビー 天井崩落

